

2023 年度

---

# ひょうご人権総合講座 講義概要

主催：一般社団法人ひょうご部落解放・人権研究所

## 《目次》

■ 8月24日(木)	
人権総論【李嘉永】	3
部落問題①(総論)【石元清英】	3
■ 8月31日(木)	
部落問題②(現状)【北川真児】	4
部落問題③(生活実態)【内田龍史】	4
■ 9月7日(木)	
部落問題④(行政)【柴原浩嗣】	5
病気と差別(ハンセン病)【宮前千雅子】	5
■ 9月21日(木)	
在日外国人①(制度)【韓検治】	6
在日外国人②(在日コリアン)【郭辰雄】	6
■ 9月28日(木)	
在日外国人③(教育)【山本晃輔】	7
障害者①(総論)【竹端寛】	7
■ 10月5日(木)	
障害者②(自立生活の現状と歴史)【玉木幸則】	8
障害者③(障害者の権利)【尾上浩二】	8
■ 10月19日(木)	
フィールドワーク①(神戸市内の被差別部落)	9
フィールドワーク②(神戸市内の被差別部落)	9
■ 11月2日(木)	
ジェンダー①(総論)【牟田和恵】	10
ジェンダー②(性的マイノリティ)【田中一步、近藤孝子】	10
■ 11月9日(木)	
ジェンダー③(性暴力)【福岡ともみ】	11
人権のまちづくり(災害)【津久井進】	11
■ 11月16日(木)	
子ども①(子どもの権利条約)【曾我智史】	12
子ども②(ヤングケアラー、虐待)【田上時子】	12
■ 11月30日(木)	
対人援助の基礎①【狭間香代子】	13
対人援助の基礎②(ワークショップ)【大岡由佳】	13
■ 12月7日(木)	
啓発・広報(ワークショップ)【神崎英徳】	14
メディア・リテラシー(ワークショップ)【西村寿子】	14
■ 12月14日(木)	
貧困【梶本郁】	15
ワークショップ【平田オリザ】	15

## 8月24日(木)

### 《1時限目》10:00～12:30

講義名称	人権総論(国際人権、国内法)
講師	李嘉永(りかよん) / 近畿大学人権問題研究所准教授
講義タイトル	国際人権法と日本の人権状況
講義内容	日本国憲法上の基本的人権を概説したうえで、それらの権利に関わる国際人権法上の基礎的な制度的枠組み(国際連合を中心とする政治的機関と、人権条約に基づく履行監視制度)を紹介します。また、日本の人権状況が、国際人権法の機能によって、どのように変化したか、また、現在も残っている課題について考えます。

### 《2時限目》13:30～16:00

講義名称	部落問題①(総論)
講師	石元 清英(いしもときよひで) / 一般社団法人ひょうご部落解放・人権研究所所長、関西大学名誉教授
講義タイトル	部落問題 - いま何が問題なのか
講義内容	<p>関西のある自治体が昨年実施した調査によると、「同和地区の人と結婚してはいけない」「同和地区の人はこわい」「同和地区は治安が悪い」等の差別的な発言を9つあげ、この5年間にこうした発言を直接聞いたことがあるかを問う設問では、38.9%が「ある」と答えた。そして、聞いたことがあると回答した人に、それを聞いて、どう感じたかと問うと、反発・疑問を感じたのは18.5%にすぎなかった。このように、現在でも部落問題に関する差別的な発言に出会うことが少なくない一方で、それらの発言に反発・疑問を感じる人が2割に満たないのである。また、同調査によれば、学校で行われている人権教育で、部落問題を習ったとの回答が50歳代86.5%に対し、20歳未満34.4%と、若い人ほど少ないのである。</p> <p>この講座では、部落や部落出身者に関するさまざまな誤解や偏見を取り上げ、その問題点を明らかにすることにより、これからの同和教育・啓発の課題を明らかにしていきたい。</p>

8月31日（木）

《1時限目》10：00～12：30

講義名称	部落問題②（現状）
講師	北川 真児（きたがわしんじ）／部落解放同盟兵庫県連合会書記次長
講義タイトル	部落差別をめぐる現状と課題
講義内容	<p>2016年の「部落差別解消推進法」の施行後、兵庫県内ではたつの市をはじめ7市町で部落差別解消条例・人権条例が制定されてきました。</p> <p>またインターネット上の差別書き込みをモニタリングする自治体も現在県内37市町まで広がってきていますが、悪質な部落差別事件は後を絶ちません。</p> <p>本講義では、近年おこっている部落差別の事例を具体的に紹介しながら、差別の確信犯が登場してきている現代の部落差別の現れ方や根強い「寝た子を起こすな」論をどう克服していくのかを考え、これからの部落問題学習の在り方、人権教育・啓発の課題について提起します。</p>

《2時限目》13：30～16：00

講義名称	部落問題③（生活実態）
講師	内田 龍史（うちだりゅうし）／関西大学社会学部教授
講義タイトル	被差別部落の実態
講義内容	<p>1965年の同和対策審議会答申は、部落差別のメカニズムを「実態的差別」（格差・不平等）と「心理的差別」（差別意識・言動）の悪循環と指摘した。この悪循環を断ち切るために、1969年に制定された同和対策事業特別措置法のもと、同和対策事業によって同和地区の実態は大きく変化したが、2002年の一連の特措法期限切れの後はほとんどの自治体で実態調査が行われなくなり、その実態の不可視化が進行している。そこで本講では、同和地区の実態調査からその変化、とくに住環境整備など同和対策事業が一定の成果を上げてきたことを示す。しかしながら、近年の調査結果から明らかになっている都市型部落の現状を見る限り、地区人口の減少、高齢化の進展、低学歴傾向、不安定就労割合の高さ、ホワイトカラーが少なく、ブルーカラー労働者が多いといった地区の特徴があり、社会的排除に抗する福祉と人権のまちづくりの在り方が問われている。</p>

9月7日（木）

《1時限目》10：00～12：30

講義名称	部落問題④（行政）
講師	柴原 浩嗣（しばはらこうじ） ／一般財団法人大阪府人権協会業務執行理事兼事務局長
講義タイトル	同和行政・人権行政
講義内容	<p>「部落差別が現存する限り同和行政は積極的に推進されなければならない」と国の同和対策審議会答申で言われ、同和行政として国や地方自治体において様々な施策が行われてきました。そして、今は人権行政の中で同和行政を進める時代に入っています。これまでの同和行政によって被差別部落の実態や差別意識も改善されてきましたが、いまだ部落問題は解決していません。それでは、これからどのような行政施策が求められているのでしょうか。</p> <p>この科目では、次のことを皆さんと考えていきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 同和行政とはどのような行政でしょうか。</li> <li>2. 同和行政の中で同和対策事業はどのように進められてきたのでしょうか。</li> <li>3. 同和行政と人権行政とはどのような関係にあるのでしょうか。</li> <li>4. これからの同和行政・人権行政はどのようなことが求められているのでしょうか。</li> </ol> <p>これらのことを考えることで、部落問題の解決のために、行政職員として、企業や団体の一員として、そして市民として、私ができることを見つけていきたいと思えます。</p>

《2時限目》13：30～16：00

講義名称	病気と差別（ハンセン病）
講師	宮前 千雅子（みやまえちかこ）／関西大学人権問題研究室委嘱研究員
講義タイトル	ハンセン病問題から考える人権
講義内容	<p>近代日本におけるハンセン病施策は、社会防衛に立脚したものでした。その施策は病者の人生をハンセン病療養所への隔離に一元化するものであり、病者の権利を著しく侵害するものでした。にもかかわらず、それらの施策はたくさんの市民を巻き込みながら展開していきました。その際、鍵となったのが「無らい県運動」という官民共同の運動です。それは文字どおり、自らが暮らす府県をハンセン病患者ゼロの府県（「無らい県」）にするための運動であり、それを達成するため病者の存在を官憲に密告するなど、市民は積極的に協力していきました。なぜ、自らの言動が病者の権利を侵害することにつながると気づけなかったのか？その原因を考えることは、新型コロナウイルス感染症で起きた人権課題を考えることにつながります。今後も新たな感染症に見舞われる可能性を考えると、二度と同じ過ちを犯してはなりません。ハンセン病問題から学ぶべき課題はたくさんあります。</p>

9月21日(木)

《1時限目》10:00～12:30

講義名称	在日外国人①(制度)
講師	韓 検 治 (はんこむち) / 弁護士(兵庫県弁護士会)
講義タイトル	戦後から現在にかけての日本の外国人政策の変遷と現状の課題
講義内容	戦後から現在にかけて、日本に居住する外国人の数は増え続け、国籍国の多様化も大きく進みました。しかし、その過程においては、日本(政府)にとって大多数の在日外国人は長らく治安維持の対象でしかなく、いわゆる「在日外国人問題」とは、外国人の出入国管理制度、及び日本で生活する外国人の諸権利の制限(制度的差別)の合理性、妥当性、憲法適合性の有無、程度の問題を意味しました。しかし、現在、および将来において、在日外国人は、もはや専ら治安維持の対象ではなく、日本社会が多様性に富む豊かな社会に向かうための不可欠のパートナーといえます。日本の「内なる国際化」「多文化共生社会の実現・進展」は、「あるべき理想社会」ではなく、法制度面の内実を伴ったより現実的な社会システムとして整備・構築されるべき時期を迎えています。とはいえ、未だ出入国管理制度及びその運用実態には深刻な問題があり、また、日本社会の住民として当然認められるべき諸権利が在日外国人住民には合理的な根拠なく認められていない現実があります。そこで、本講義は、日本の外国人政策の変遷を振り返りつつ現状の法制度の問題点を整理し、将来の取り組みに向けた課題を共有する機会としたいと思います。

《2時限目》13:30～16:00

講義名称	在日外国人②(在日コリアン)
講師	郭 辰 雄 (かくちぬん) / 特定非営利活動法人コリア NGO センター代表理事
講義タイトル	在日コリアンから考える共生社会
講義内容	深刻化する少子高齢化のもとで、いま日本では「異次元の少子化対策」「入管法改定」「技能実習制度見直し」などさまざまな議論が出されています。このことは日本社会がこれまでの「単一民族国家」としてではなく、外国人をはじめとする多様なマイノリティをどのように受け入れ、共生社会を実現していくのかという問題が、もはや先送りできない状況になっていることを示しています。しかし一方では、いまだに外国人に対する差別は現存し、社会参画の権利も認められず、むしろ在日コリアンに対するヘイトスピーチ・ヘイトクライムは依然と深刻な問題としてあります。今回の講義ではこうした日本の現状を理解するために、主に在日コリアンと日本社会との関係に焦点をあてながら、日本の植民地主義、外国人への排外主義がどのようなものであったかという視点を踏まえつつ、日本社会が多民族・多文化共生社会を実現していくための課題について考えます。

9月28日(木)

《1時限目》10:00～12:30

講義名称	在日外国人③(教育)
講師	山本 晃輔 (やまもとこうすけ) / 関西国際大学社会学部准教授
講義タイトル	在日外国人教育における排除と包摂
講義内容	本講義のテーマは、在日外国人教育における排除と包摂について検討することである。近年の外国人教育に関わる政策動向は、外国人を「包摂」する方向に進んでいる。とはいえ、そうした展開は部分的であるとともに、包摂が新しい排除を呼び込む、といった状況も見られる。また外国人教育は学校現場において「分掌」が担うものと扱われがちであり、学校全体の取り組みとして扱われることは少ない。以上のような問題意識のもと、外国人教育を考えるための基本的な観点や理論、現状について講義を行う。現存する外国人教育の排除について考えるとともに、包摂的な教育事例についても紹介する。

《2時限目》13:30～16:00

講義名称	障害者①(総論)
講師	竹端 寛 (たけばたひろし) / 兵庫県立大学環境人間学部准教授
講義タイトル	社会の中での障害と「障害者」
講義内容	障害者について基本的なことを学習する。そこからあなたは何を連想するでしょうか。「アイマスクや車椅子体験をするのかな?」「恵まれない・かわいそうな少数者のことを学ぶのかな?」そんな連想が浮かぶかもしれません。次に質問。あなたには、障害を持つ友人や同僚、仲間はいいますか?「昔、ひまわり学級に通う子がいたような気がするけど、名前まで思い出せないなあ」という感想を持つかも知れません。つまり「障害者の話って他人事」な人の方が多いのかも。この講義では、なぜ障害問題は「他人事」なのか、を問い直す事を通じて、障害者と社会の関係性を考えてみたいと思います。それは、なぜ障害者が社会的に排除されるのか、日本社会のどのような「生きづらさ」と繋がっているのか、を考えることでもあります。すると、他人事に思っていた障害問題が、にわかに自分事に思えてくる。そんなことを狙いにしています。

10月5日（木）

《1時限目》10：00～12：30

講義名称	障害者②（自立生活の現状と歴史）
講師	玉木 幸則（たまきゆきのり） ／一般社団法人兵庫県相談支援ネットワーク代表理事
講義タイトル	誰ひとり取り残されないまちづくり
講義内容	<p>2000年代に入り、障害福祉制度も措置から契約へと変わり、国連では、障害者権利条約が、制定されました。日本においてもこの条約を2014年に批准しました。この条約に伴い、障害者虐待防止法、障害者総合支援法、障害者差別解消法などが次々と整備されていきました。</p> <p>一方、2016年7月26日には、「相模原障害者殺傷事件」という障害者17名の命が奪われ、26名がたいへんな傷を負わされてしまった。これは、死刑判決が確定したものの、今もなお、何ら解決がされていない事件だと思っています。また、週に何回かは報道されている障害者虐待も一向に収束する気配もなく、差別されていたとしても差別だと気付いていない障害者もまだいるし、なかなか声を上げることもできていない現状にあります。</p> <p>表面的には、誰ひとり取り残さないとか、地域共生社会とか言われていますが、本当にそのような社会になってきているのでしょうか。脳性マヒとともに生きてきた55年を振り返りながら、みなさんと考えていきたいです。</p>

《2時限目》13：30～16：00

講義名称	障害者③（障害者の権利）
講師	尾上 浩二（おのうえこうじ） ／DPI（障害者インターナショナル）日本会議副議長
講義タイトル	障害者権利条約と共生社会の課題
講義内容	<p>この10年余り、障害者に関する多くの法律が制定・改正されてきた。その背景には、2014年1月に批准した障害者権利条約がある。昨秋には日本政府に対する国連勧告も出された。障害者権利条約は障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会（インクルーシブな社会）の実現を要請している。</p> <p>条約批准のために制定された障害者差別解消法も改正され、来年4月からは民間事業者の合理的配慮の提供も義務づけられる。これまで、ともすれば医療や福祉分野だけに関わる課題と見なされてきた障害者問題が、社会全体に関わっていく重要なターニングポイントだ。</p> <p>長年、障害者運動に関わってきた立場から、自らの体験も交えて障害者運動の歴史、障害者権利条約と国連勧告、改正障害者差別解消法などを取り上げ、共生社会の実現に向けた課題を考えていきたい。</p>

10月19日（木）

《1時限目》10：00～12：30

講義名称	フィールドワーク① ※定員25人（全講座受講者優先）
講師	ひょうご部落解放・人権研究所職員／賀川記念館職員
講義タイトル	神戸の被差別部落（生田川編）
講義内容	<p>神戸は、1868年に外国に対して港を開き、外国人居留地が設置されたことで、急速に拓けた比較的新しい町です。この外国人たちが消費する食肉を確保するため屠畜場がつくられ、屠畜の仕事に従事するため、旧「えた」身分の人々はその周辺に移り住みました。そのため屠畜場付近が被差別部落とみなされるようになり、後に周辺も含めて巨大スラムとなっていきました。このスラムで賀川豊彦が隣保事業（セツルメント）を展開、上からの目線の慈善事業ではなく、貧しい人々とともに生活し、地域の底上げをはかりました。</p> <p>今回は、生田川の流れて歩きながら、近代神戸の発展と被差別部落の歴史をたどります。また、賀川記念館で賀川豊彦の事績を学びます。</p>
<p>集合：布引橋東詰（最寄駅：地下鉄新神戸駅）／解散：新生田川橋（国道2号線）付近（12：15頃）→希望者は三ノ宮駅まで引率（12：30着予定） ※行程や内容が変更になる場合もあります ※雨天実施（暴風雨等の際は中止の場合があります）</p>	

《2時限目》13：30～16：00

講義名称	フィールドワーク② ※定員25人（全講座受講者優先）
講師	部落解放同盟の地元支部の方々
講義タイトル	神戸の被差別部落（湊川編）
講義内容	<p>神戸市長田区には、兵庫県内で最も大きな被差別部落があります。元は小さな村でしたが、神戸の人口増加とともに、政策的に「貧民」の集住地とされたことから、地区が巨大化していくことになりました。また、1901年、湊川が部落の山手に移設されたことにより、洪水に見舞われやすい地域になってしまいました。こうしたこと背景には近代神戸の発展（産業の隆盛、人口増加）が密接に関わっていました。</p> <p>また、この地域は1995年の阪神淡路大震災で大きな被害を受けました。未曾有の震災のなかでも人々の差別意識が露呈する事象が起こっています。</p> <p>今回は、地元の方とともに湊川の流れて歩きながら、被差別部落の歴史と現状を学びます。</p>
<p>集合：神戸市営地下鉄上沢駅／解散：神戸市営地下鉄長田駅付近 ※行程や内容が変更になる場合もあります ※雨天実施（暴風雨等の際は中止の場合があります）</p>	

11月2日（木）

《1時限目》10：00～12：30

講義名称	ジェンダー①（総論）
講師	牟田 和恵（むたかずえ）／大阪大学名誉教授
講義タイトル	ジェンダー平等は達成されたか？
講義内容	「ジェンダー」とは何を意味するのでしょうか？ジェンダーに基づく差別をなくすことを掲げた女性差別撤廃条約から半世紀近くが経ちましたが、私たちの社会はどれほど変わったのでしょうか？近年の# MeToo 運動などの動きも交えながらお話していきます。

《2時限目》13：30～16：00

講義名称	ジェンダー②（性的マイノリティ）
講師	田中 一步（たなかいっぽ）、近藤 孝子（こんどうたかこ） ／にじいろ i-Ru（アイル）
講義タイトル	性の多様性から「じぶん」について考える ～誰もが排除されない社会をめざして 子どもたちとの出会いからみえてきたこと～
講義内容	ボクたちにじいろ i-Ru（アイル）が2016年度から始めた4歳以上の子どもたち向けの出前講座では、子どもたちの中にある「性に対する意識・偏見・あたりまえ」がたくさん出てきます。そして、子どもたちといっしょに考えています。「性の在り方」「性の多様性」から「あたりまえ」「ふつう」ってなんやろう？そして自分について、近くにいる誰かについて。講座の中で子どもたちから出てくる「意識・偏見」は、大人に返さないといけなことがたくさんあります。お話しの中では、自身のこと、「性の在り方」「性の多様性」とは？また、子どもの講座での具体的なやり取りや見えてきたことをお話をします。

11月9日（木）

《1時限目》10：00～12：30

講義名称	ジェンダー③（性暴力）
講師	福岡 ともみ（ふくおかともみ） ／特定非営利活動法人 性暴力被害者支援センター・ひょうご理事
講義タイトル	性暴力被害を打ち明けられとき～あなたにできること
講義内容	性暴力被害は被害者だけでなく周囲の人にも衝撃を与えます。被害を打ち明けられたら、自分自身が落ち着き相手のペースを尊重して話を聴くことです。初期対応が回復を左右するといっても過言ではありません。講義では、二次加害を防ぐために必要な①性暴力に対する無意識の偏見に気づく ②被害の心身への影響を理解する ③支援のための社会資源を知るの3点を軸にお話しします。予防教育としての包括的性教育、トラウマインフォームドケアにも触れます。

《2時限目》13：30～16：00

講義名称	人権のまちづくり（災害）
講師	津久井 進（つくいすすむ）／弁護士（兵庫県弁護士会）
講義タイトル	災害ケースマネジメントと人権
講義内容	災害は、一人ひとりの人権に危険を及ぼし、人権を傷付けるものです。したがって、災害復興は、人々の人権を回復させるプロセスと言い換えることもできます。災害ケースマネジメントは、災害に遭った被災者を制度に押し込めるのではなく、一人ひとりの被災者のニーズに合わせて官民連携して寄り添いながらオーダーメイドで支援する仕組みです。具体的な事例を通じて、被災者支援のあり方を考えていきましょう。

11月16日(木)

《1時限目》10:00～12:30

講義名称	子ども①(子どもの権利条約)
講師	曾我 智史(そがさとし) /弁護士・社会福祉士(兵庫県弁護士会子どもの権利委員会副委員長)
講義タイトル	子どもの権利とその実践
講義内容	2023年4月にこども家庭庁が発足し、こどもの権利を守る取り組みはますます重要性を増してきました。この講義では、子どもの権利条約に定められている子どもの権利について説明し、子ども支援実践する上での、基礎知識をお伝えいたします。その上で、子どもの権利をベースとした、子ども支援実践とは何かを考えていただくために、実践例をご紹介します。何か気付きを得ていただければ幸いです。

《2時限目》13:30～16:00

講義名称	子ども②(虐待、ヤングケアラー)
講師	田上 時子(たがみときこ) /NPO 法人女性と子どものエンパワメント関西理事長
講義タイトル	子どもの虐待、ヤングケアラーの現状と課題
講義内容	最近では旧統一教会、エホバの証人などの宗教内における子どもの虐待がメディアに取り上げられていますが、子どもの虐待とはどんな状態をいい、何が問題で、どんな社会的課題を起こすのでしょうか。現状と課題、そして防止策を考えます。総務省の調査によると、家族を介護する15～19歳は全国で3万7100人と推計されています。友人関係が希薄になり孤立してしまう、あるいは進学や就職を断念せざるをえなくなるなど、ヤングケアラーをめぐるのは、その問題点が指摘されています。ヤングケアラーの現状と課題も考えます。

11月30日(木)

《1時限目》10:00～12:30

講義名称	対人援助の基礎①
講師	狭間 香代子(はざまかよこ) /関西大学名誉教授
講義タイトル	対人援助における基本的姿勢
講義内容	対人援助に携わる人に必要な基本的姿勢について講義する。 まず、対人援助において重要な価値について述べる。価値は援助者の行為を方向付けるものであり、根源的価値からより具体的な価値まで、階層的に捉えられる。 次に、根源的価値から派生し、具体的な対人援助の場で求められる援助関係の原則について取り上げる。これは、「バ이스テックの原則」として知られるものであり、「個別化」「受容」「守秘義務」「自己決定の尊重」等について概説する。  最後に、他者を理解する視点として重要な「ストレングス視点」について述べる。これはクライアントの相談内容から問題の原因を探すという指向ではなく、クライアントのストレングス(強み・持ち味)等を見出して、支援していくという見方である。

《2時限目》13:30～16:00

講義名称	対人援助の基礎②(ワークショップ)
講師	大岡 由佳(おおおかゆうか) /武庫川女子大学准教授
講義タイトル	対人援助における実践—犯罪被害者等へのサポートから考える
講義内容	対人援助の基礎①で学んだことを土台に、対人援助の基礎②では、ワークショップ形式で、対人援助の実践について学んでいく。題材として、犯罪被害者等の対象に対しての対人援助を考えていく。具体的には、以下について取り上げる。 1. はじめに 対人援助とは 2. 価値 近年の対人に必要な社会モデル的発想 3. 知識 (※“犯罪被害者”を取り上げ考えて考えます) 3-1. 犯罪被害者の置かれている状況 3-2. 犯罪被害者を取り巻く施策・主要な支援機関等 4. 技術 4-1. 支援の前提 —ニーズを知る 4-2. 支援の過程 4-3. 被害者支援のコツ

12月7日（木）

《1時限目》10：00～12：30

講義名称	啓発・広報（ワークショップ）
講師	神崎 英徳（かんざきひでのり）／株式会社 PR リンク代表取締役
講義タイトル	参加、支援の輪を広げる共感の広報
講義内容	<p>情報が氾濫し、情報に目を留めてもらうことが難しい時代になりました。いい活動をしていても、伝わらなければ、活動への参加、支援の輪を広げることができません。</p> <p>ホームページコンテンツ、チラシやSNSに目に留めてもらい、目指す行動につなげていくには「伝え方（タイトル、コピー、レイアウト）」だけでなく、応援、共感につながる姿勢や、発信と行動の一致、ぶれない判断軸をベースに、切り口（企画）、ゴールやターゲット設定がつながっている（一貫している）ことが重要です。この講座では、行動につながる広報活動を行うために必要な考え方やスキルをお伝えします。</p> <p>また信頼や評判につなげていくためにはメディアを通じた情報発信が重要です。メディアに取り上げられるために欠かせないプレスリリースについて、素材と書き方の両面で作成するためのポイントについてもお伝えします。体感してもらうために簡単なワークショップも実施します。</p>

《2時限目》13：45～16：00

講義名称	メディア・リテラシー（ワークショップ）
講師	西村 寿子（にしむらひさこ） ／NPO 法人 FCT メディア・リテラシー研究所所長
講義タイトル	参加と対話で学ぶメディア・リテラシー
講義内容	<p>私たちは、世の中で起こっていることについてメディアを通して知り、市民として日々の判断根拠にしています。同時にメディアが伝えるものの考え方は、私たちの感じる「普通」ともつながっています。しかし、メディアはすべて構成されており、「現実」を構成しています。それは、活字からインターネットまで共通する性質です。デジタルメディア時代を生きる私たちが、メディアとクリティカルに（多面的に吟味しながら）向き合うことは、私たちの「普通」を問い直すとともに人権についての考え方を深めることにつながります。</p> <p>講座では、メディア・リテラシーの基本的な捉え方や人権との関係について講義形式で学び、ワークショップではグループで話し合いながら分析活動を行い、対話の重要性と楽しさを経験しながらメディア・リテラシーについて理解を深めるきっかけにします。</p>

12月14日（木）

《1時限目》10：00～12：30

講義名称	貧困
講師	柴本 郁（はしもとかおる）／NPO法人神戸の冬を支える会理事、社会福祉士
講義タイトル	「貧困」問題を考える
講義内容	<p>「貧困」問題の解決に何が必要か、どんな施策があり、どんな課題があるのか、そもそも「貧困」とはどのようなことなのかを、実際の事例や現場の取組から考えていきたいと思えます。</p> <p>貧困問題と関係ないように思われることにも貧困問題が横たわっていることが多くあります。犯罪と貧困問題は関係があるのか？また、ホームレス問題は、以前は福祉の現場でも貧困問題として捉えられず差別的な取扱い、人権侵害行為が当然のように行われ、今もそれは変わっていません。なぜ、そんなことになるのか。支援の法律ができて問題が解決しないのはなぜなのか。生存権保障の最後のセーフティネットとされる生活保護制度の課題は何なのか、いろんな角度から検討していきます。</p>

《2時限目》13：30～16：00

講義名称	ワークショップ
講師	平田 オリザ（ひらたおりざ）／劇作家・演出家、芸術文化観光専門職大学学長
講義タイトル	わかりあえないことから
講義内容	<p>21世紀に入り、人権の問題は複雑化しています。これまでの人権教育の活動には敬意を表しながら、善と悪を二分化しないあたり時代に合った人権教育、コミュニケーション教育が求められていることも事実です。</p> <p>今回のワークショップでは、コミュニケーションゲームなどを通じて、わかりあえないことから出発する異文化理解の事例を紹介し、偏見や差別が少しでも少なくなるための方策を考えていきたいと思えます。</p>

